

~~~~~ 令和8年度 一時預かり事業のご案内 ~~~~~

<一時預かり事業について>

保護者の継続的な勤務や短時間勤務等、勤務体系の多様化、傷病・入院・育児軽減、リフレッシュなど一時的に保育を必要とされている場合に利用できる制度です。

<対象児童について>

小野町に住所があり、こども園や保育園・幼稚園等に通っていない満1歳から就学前の児童。(里帰り出産などの理由により一時的に町内に在住している場合は住所がなくても利用可能)

利用区分	利用日数	具体的な理由
非定型保育	1か月あたり12日以内	保護者の勤務形態により、保育が必要となる場合
緊急型保育	保育を受ける期間が初日から起算して30日以内	保護者の傷病・入院等により緊急に保育が必要となる場合
私的理由型保育	1か月あたり5日以内	保護者の育児軽減・リフレッシュなどその他の私的事由により保育が必要となる場合

☆利用可能な曜日・時間☆

- ・曜日 月曜日～金曜日(祝日、12/29～1/4を除く)
- ・時間 午前9時～午後5時

☆利用料金(1日)☆ ※4時間以内は半額

- ・3歳未満児 2,000円 (満1歳から令和6年4月1日までに生まれたお子さん)
- ・3歳以上児 1,000円 (令和4年4月2日生まれから就学前のお子さん)

利用方法・注意事項

- 申請書類に必要事項を記入の上、小野町児童館へ提出してください。
- ※申請後に日程を調整し面談を行います。(母子手帳・マイナンバーカードをお持ちください)
- 利用を希望する1週間前までに小野町児童館へご連絡ください。
- 保育場所は【小野町児童館キラッと☆おの】館内です。
- 利用した翌月に町から納付書を送付しますので、役場出納室または町内の金融機関、納付書裏面記載のコンビニエンスストア等で納入してください。

問い合わせ先

小野町児童館 キラッと☆おの

小野町大字小野新町字万景上7 ☎0247-61-4431

✉kosodateshienka@town.fukushima-ono.lg.jp

